



発行 東京都

目次

告示

- 建築士法に基づく指定登録機関の変更届出……………一
- ……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………一
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………一

告示（選）

- 平成十六年東京都選挙管理委員会告示第百二二号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………三
- 平成十七年東京都選挙管理委員会告示第百三十七号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………三
- 平成十八年東京都選挙管理委員会告示第百七十七号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………三
- 平成十九年東京都選挙管理委員会告示第百七十四号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………三

公告

- 土地区画整理審議会委員選挙の当選人……………三
- ……………（都市整備局市街地整備部管理課）……………三
- 開発行為に関する工事完了（三件）……………四
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）……………四

告示

●東京都告示第千八十二号
 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条の二十第三項において準用する同法第十条の六第二項の規定に基づき、指定登録機関から住所及び二級建築士等登録事務所を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、次のように告示する。

平成三十年八月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定登録機関の名称及び変更後の住所
 一般社団法人東京建築士会
- 二 二級建築士等登録事務所を行う事務所の変更後の所在地
 中央区日本橋富沢町十一番一号富沢町一一一ビル五階
- 三 変更の年月日
 平成三十年八月六日

●東京都告示第千八十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第二項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年八月六日

東京都多摩建築指導事務所長
 金子 博

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
- 対象区域の地名地番 認定年月日

東村山市廻田町四丁目十九番一の一 平成三十年七月十日

二 認定計画書の縦覧場所
 東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課（小平市花小金井一丁目六番二十号）

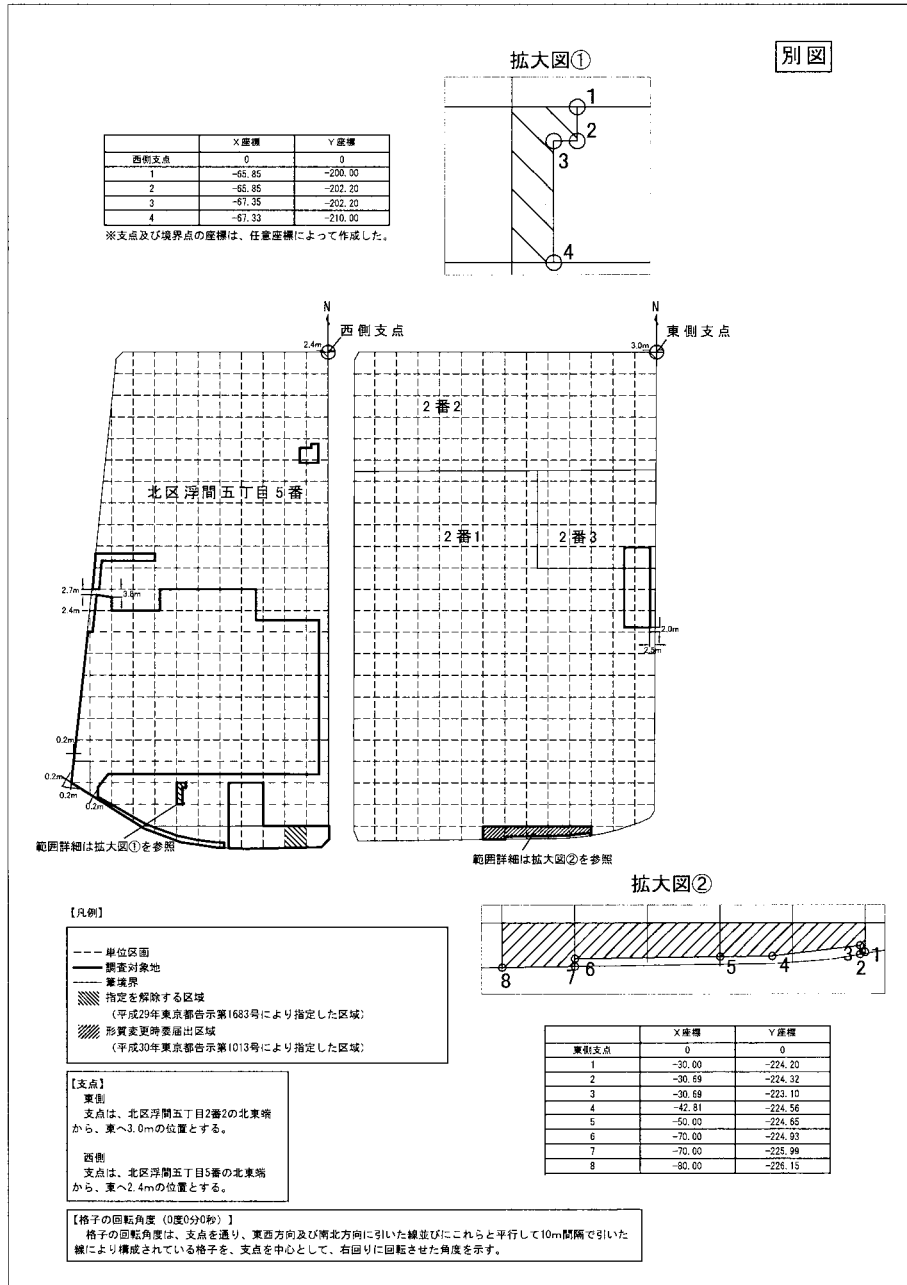
●東京都告示第千八十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千六百八十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年八月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区浮間五丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百五十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成十六年東京都選挙管理委員会告示第百二号)の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月六日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「15,703,383」を「14,997,275」に、 「13,545,908」を「10,639,800」に、 「2,157,475」を「4,357,475」に改め、 同部2支出総額の項中「1,702,560」を「4,192,560」に、 「14,000,823」を「10,804,715」に改め、 同部3本年収入の内訳の項中「1,039,000」を「3,239,000」に改め、 同部4支出の内訳の項中「1,675,630」を「4,165,630」に、 「寄附・交付金 1,500,000」を 「寄附・交付金 3,990,000」のうち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 2,490,000 に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百五十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告が

あったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成十七年東京都選挙管理委員会告示第百三十七号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月六日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「15,671,746」を「15,420,638」に、「14,000,823」を「10,804,715」に、「1,670,923」を「4,615,923」に改め、同部2支出総額の項中「600,015」を「3,545,015」に、「15,071,731」を「11,875,623」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「1,088,000」を「4,033,000」に改め、同部4支出の内訳の項中「571,000」を「3,516,000」に、「寄附・交付金」のうち本部又は支部に対して供与した 200,000 を交付金に係る支出 「寄附・交付金」 3,045,000 うち本部又は支部に対して供与した 3,145,000 に交付金に係る支出 「」 改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成十八年東京都選挙管理委員会告示第百七号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月六日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「17,076,657」を「16,100,549」に、「15,071,731」を「11,875,623」に、「2,004,926」を「4,224,926」に改め、同部2支出総額の項中「1,598,325」を「3,818,325」に、「15,478,332」を「12,282,224」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「1,013,000」を「3,233,000」に改め、同部4支出の内訳の項中「1,558,000」を「3,778,000」に、「うち本部又は支部に対して供与した 150,000 を交付金に係る支出 「」 改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成十九年東京都選挙管理委員会告示第百七十四号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月六日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「17,098,607」を「16,032,499」に、「15,478,332」を「12,282,224」に、「1,620,275」を「3,750,275」に改め、同部2支出総額の項中「537,070」を「2,667,070」に、「

「16,561,537」を「3,365,429」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「1,171,000」を「3,301,000」に改め、同部4支出の内訳の項中「533,960」を「2,663,960」に、「寄附・交付金」のうち本部又は支部に対して供与した 70,000 を交付金に係る支出 「」 改める。

平成三十年八月六日

東京都知事 小池 百合子

土地区画整理審議会委員選挙の当選人について
土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三十五条第四項の規定により、東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理審議会委員選挙の当選人を次のとおり決定したので、同条第五項の規定により公告する。

公 告

- 一 宅地の所有者から選挙される委員の当選人
- | | |
|--------|-----------------|
| 氏名又は名称 | 住所又は主たる事務所の所在地 |
| 石鍋 一郎 | 足立区六町四丁目八番八号 |
| 大串 里子 | 同 区南花畑一丁目十二番八号 |
| 小松 健 | 同 区六町三丁目六番二十四号 |
| 中山 榮 | 同 区南花畑一丁目十番十六号 |
| 大竹 眞澄 | 同 区六町一丁目七番二十四号 |
| 山田 學 | 同 区六町三丁目五番十二号 |
| 伊藤 徳治 | 同 区一ツ家二丁目十番二十一号 |

二 宅地について借地権を有する者から選挙される委員の
当選人

氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地
油井 貫行 足立区南花畑一丁目九番十八号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成三十年八月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

立川市幸町四丁目五十四番十
六の二 小平市鈴木町一丁目四百七
十二番地四十

誠賀建設株式会社

代表取締役 加賀美 誠

あきる野市伊奈字柴木九百八
十六番二 青梅市新町七丁目十六番地
の十

松本建設株式会社

代表取締役 松本 良哲

国分寺市内藤一丁目二十番六、小金井市緑町二丁目一番三
同番六地先、同番十三、二十 十四号
二番一及び同番十二 大和ハウス工業株式会社
支配人 坂井 淳一

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成三十年八月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

国分寺市日吉町四丁目一番五 立川市泉町九百三十五番地
から同番八まで、二番二十二 の二十八
及び同番二十三 大和ハウス工業株式会社
支配人 八友 明彦

昭島市宮沢町二丁目百八十五 昭島市松原町一丁目二番四
番一 号

株式会社ランディックス

代表取締役 石塚 忍

武蔵村山市岸二丁目十三番一 練馬区石神井町二丁目二十
の二、同番二及び同番三 六番十一号

一建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成三十年八月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

府中市分梅町二丁目十二番二、武蔵野市境二丁目二番二号
同番二地先、同番三及び同番 株式会社飯田産業
十 代表取締役 兼井 雅史

小平市鈴木町一丁目五十三番 小平市鈴木町一丁目四百七
一及び同番三の一部 十二番地四十

誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠
立川市錦町二丁目四番三号
株式会社ライズウエル
代表取締役 渡邊 裕

小金井市緑町二丁目二千三百
八十二番一、二千三百八十三
番一、二千三百八十四番一、
二千三百八十五番一及び同番
二
西東京市南町六丁目千三百七
十二番四、同番五、同番六の
一部、同番八、千三百七十三
番十八、千三百七十八番十、
同番二十六及び同番二十七
小平市鈴木町一丁目四百七
十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

